

平成 26 年度受付分
調査対象とならなかった事例（全文）

～ 目 次 ～

（１）県の機関でのパワハラ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
（２）藤崎宮秋季例大祭に関する市政だより掲載記事・・・・・・・・	2
（３）水道加入金の支払方法他・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
（４）介護認定と自動車運転・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
（５）不当に課税された税金他・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
（６）社会福祉法人に対する市の不作為・・・・・・・・・・・・・・・・	6

※ 個人情報の観点から、一部の文言や図などは公表しておりません。

（１）県の機関でのパワハラ

【苦情申立ての趣旨】

９月〇日、熊本県の機関であっせんを受けた際、〇〇より暴言を受けました。パワハラを受け、相当な心の傷を負ったので謝罪と辞任を求めます。

【オンブズマンの判断】

あなたが申し立てられた上記苦情申立ての趣旨については、平成 26 年 10 月〇日に受け付けました。

熊本市オンブズマン条例第 6 条本文では、オンブズマンの管轄については「市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為」と定めていますが、あなたの上記苦情申立ては、「市の機関の業務の執行に関する事項」には該当しません。そのため、オンブズマンの調査の対象外となります。

（２）藤崎宮秋季例大祭に関する市政だより掲載記事

【苦情申立ての趣旨】

- 1 熊本市は、市政だより平成 25 年 9 月号 7 頁において、「以前は、馬追いの掛け声から「ぼした祭り」と呼ばれることがありました。しかし、現在では「ぼした」の掛け声や呼称は使わないようにしています。」と記載しているが、掛け声や呼称を使わないようにしている根拠が書かれていない。

なぜ使わないようにしているのか根拠を明らかにされたい。

- 2 次に、「…熊本を代表する祭りがこれからもすべての人に愛される祭りとなるためには、人の痛みを感じとり、お互いの人権に配慮していくことが重要です。」とあるが、県民市民愛してやまない藤崎八幡宮秋季例大祭が人権問題を起こしているかのような表現は不適切であり、県民として極めて不愉快である。

もし人権に配慮するような問題があると認識しているのであれば、誰が誰（または団体等）を痛めつけているのか。誰が誰（または団体等）に対して人権を配慮しなくてはならないような問題があるのか。詳細な説明を求める。

- 3 このような根拠の明らかな不適切な記事がどのような経緯で掲載されるに至ったのか、また、今年も同様の記事を記載する予定があるのか。

【オンブズマンの判断】

あなたの苦情の申立ては平成 26 年 7 月〇日に受け付けました。

熊本市オンブズマン条例第 15 条には、「オンブズマンは、苦情の申立てが次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該苦情を調査しないものとする。」と規定され、同条

第 2 号で「苦情の申立てに係る事実について、当該申立てを行ったものが自身の利害を有しないとき」は調査しないものとされています。「自身の利害を有」するとは、市の機関の業務の執行に関する事項及びその業務に関わる職員の行為によって、申立人自身が個人的な不利益や権利の侵害を受けた場合のことを言います。

あなたの苦情の申立ての内容は、熊本県民市民が愛してやまない藤崎八幡宮秋季例大祭に関して、平成 25 年 9 月号の「くまもと市政だより」に掲載された『藤崎八幡宮秋季例大祭』の呼称について」と題する記事について、熊本市に対して釈明や説明等を求めるという趣旨のもので、ご自身が不利益や権利の侵害を受けた場合とは認められませんので、熊本市オンブズマン条例の規定に従って、苦情を調査しないものとなりました。

「市政だより」の上記記事の内容等についての疑問や問合せであれば、担当の熊本市人権推進総室に対してなされるのが相当だと考えます。

（３）水道加入金の支払方法他

【苦情申立ての趣旨】

マンションの給水方式を直結増圧方式へ改修するにあたり、水道加入金の支払い方法と既存契約口数が違っていた事に対して市上下水道局へ苦情改善を要望したい。

1 水道加入金の支払い方法

〇〇戸と共用分で約〇〇万円の請求に対し、支払い方法が「現金」又は「小切手」のみ。なぜ「銀行振込」はできないのか。過去に職員等の不正が発生しているにも関わらず、「現金」とは一般企業感覚では信じられない。

また、領収書の内訳についても発行しないとの事で、〇〇万円も支払うのに内訳が無いのも、市職員の感覚が分からない。

2 既存契約数の相違

平成 12 年末に竣工したマンションで、共用 50A×1、共用 13A×1 の加入金を支払っているが、共用 13A の水道メーターの設置はなく、今回の改修工事にて相違が判明。

今回の加入金請求時に、契約口数を相殺されたとの事であるが、改修工事を実施しなければ何十年も違ったまま。市の契約管理方法が信用できない。

【オンブズマンの判断】

あなたが申し立てられた上記苦情申立ての趣旨については、平成 26 年 11 月〇日に受け付けました。

「苦情の申立てに係る事実について、当該申立てを行ったものが自身の利害を有しないとき」は、当該苦情は調査対象外となります（オンブズマン条例第 15 条第 2 号）。

本件の「給水装置工事申込・指定給水装置工事事業者工事施工許可申請（以下「本件許

可申請」という。)の申込者はマンション管理組合理事長、受任者は指定工事事業者ですので、本件許可申請の直接の関係者は、市とマンション管理組合及び指定工事事業者です。

したがって、「水道加入金の支払方法」、「領収書の内訳の発行」及び「既存の契約口数の相違」に関する苦情申立ての内容は、いずれも「自身の利害を有しない」ために、調査対象外と判断致しました。

なお、本件の苦情申立てにおける「水道加入金の支払方法」、「領収書の内訳の発行」及び「既存の契約口数の相違」の具体的な回答については、熊本市上下水道局給排水設備課へ直接お問い合わせをしていただければ、担当課より詳細な説明を受けることができます。

(4) 介護認定と自動車運転

【苦情申立ての趣旨】

私が、道路左側を時速 10 から 15 kmで走行していたところ、右側走行してくる車が現れたのでブレーキをかけ停車したが、シートに沈んだ姿勢でシートベルトもしていない相手車が右側に寄ってきて、ブレーキもかけずに突っ込んできた。事故の相手は、要介護認定 1 の関係で病院へ行く途中に私の車に追突した。

平成 26 年 12 月〇日、要介護認定について聞くために西区役所社会福祉事務所へ訪れた。

私は、数々の状況を話して、事故の相手がいつから要介護 1 を認定されたか確認したが、個人情報のため情報公開はできないと伝えられた。その際、要介護基準などについて掲載されているリーフレットを渡された（くまもと介護知得情報）。

私は車にも乗るような人が要介護認定を受けられるのか疑問。車の運転ができる人は、要介護認定は取り下げられるのではないかと。帰り際に、逆に事務所担当者から、今後の参考にしますから（相手の）名前、住所を教えてくださいと言われ、仕方なく伝えた。

事務所の方々は、手続きで追われて、後は介護の方まかせで事務所の方々の目では確認されないのか。1 回要介護 1 を認定されれば、要介護 2 になるまでの状況は何もないのか。

地区の民生委員の方も福祉事務所にかけあったが、免許証の返納は本人の意思に基づくと言われ、断られた。今回、たまたま私の車に追突されたが、この道路は通学路であり、小学生も数多く通ります。今後大きな被害にならないためにも、また被害者が泣き寝入りしなくて済むようになればと思います。

【オンブズマンの判断】

あなたが申し立てられた上記苦情申立ての趣旨については、平成 27 年 1 月〇日に受け付けました。

「苦情の申立てに係る事実について、当該申立てを行ったものが自身の利害を有しないとき」は、当該苦情は調査対象外となります（熊本市オンブズマン条例第 15 条第 2 号）。

本件の苦情申立ては、要介護認定 1 と判定された者が運転できるのか、要介護認定され

た後の調査などがどのように行われているのかという一般的な疑問であって、西区役所福祉課の職員の対応自体を問題とされているものでもありません。

したがって、本件の苦情申立ては、申立人「自身の利害を有しない」ために、調査対象外と判断いたしました。

（５）不当に課税された税金他

【苦情申立ての趣旨】

- 1 市役所から不当に課税された税金を滞納したとして不当に差押えを受けて、平成 9 年 6 月〇日に家を売却してその税金を払ったが、それを元に戻してもらうために平成 25 年 11 月頃市役所納税課に話に行ったが、埒があかなかった。市から不当に課税された税金（本税、地方税）の全ての返還とそれに伴う損害金及び家族の慰謝料の請求を申し立てたい。

家族の慰謝料については、明らかに差押え事件が起きた直後から家族 1 人ひとりの人生が大きく狂わされていることを私は絶対に許すことはできない、当時のままに、全て元に戻してほしい。

- 2 〇〇の代表者代表理事には極めて重大な問題があるが、県や市は〇〇を指導監督する立場にあるから、この問題に対して県や市にも責任の一端がある。

【オンブズマンの判断】

あなたが申し立てられた上記苦情申立ての趣旨については、平成 26 年 5 月〇日に受け付けて調査を行うかどうか慎重に検討いたしました。次の理由により、調査対象外と判断いたしました。

（趣旨 1 について）

熊本市オンブズマン条例 15 条(3)では、「事実のあった日又は終わった日から 1 年以上経過しているとき」には、当該申立てはオンブズマンの調査対象外とされています。

そのおもな理由は、オンブズマン制度は市民が直面している苦情に簡易迅速に対応することを役割としていること、および、過去に遡れば調査による事実関係の把握が困難になることです。

ここで言う「事実のあった日」とは、申立人が市の機関の業務の執行に関する事項やそれに関わる職員の行為によって、自分自身が直接の不利益や権利の侵害を受けられた日を指し、「終わった日」とは、その行為が継続した場合には、それが終了した日を指します。

申立てによりますと、市から不当に差押えられ、平成 9 年 6 月〇日に差押え物件を処分された日が「事実のあった日」とされ、処分に不服があることを市に申し述べておられる平成 25 年 11 月頃が「終わった日」とされています。

しかしながら、本件において申し立てられたのは市役所から不当な差押えを受けて自宅を処分したという事実ですから、この事実自体はその日で終了しています。

したがって、本件事実のあった日（及び事実の終了した日）から 1 年以上経過していますので、この事実をめぐる申立ては調査対象外とせざるを得ません。

（趣旨 2 について）

熊本市オンブズマン条例第 6 条では、オンブズマンの管轄は「市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為」と定められています。

ところが、申立人が問題とされているのは、〇〇の代表者代表理事に関わるものです。申立人と〇〇とのトラブルは、〇〇内部の問題であって、熊本市の業務執行にもそれを担っている職員の行為にも関わるわけではありませんから、オンブズマンの管轄外であり、調査対象外となります。

なお、申立人は、〇〇とのトラブルについては裁判で争っておられますが、裁判で係争中の事項あるいは裁判で確定した事項は、オンブズマン条例第 6 条(1)により、管轄外となります。オンブズマンはこれらの事項についても判断することはできないことを申し添えます。

（6）社会福祉法人に対する市の不作為

【オンブズマンの判断】

熊本市オンブズマン条例第 15 条第 5 号では、「前各号に掲げるもののほか、調査が相当でないと認められるとき。」には当該申立てはオンブズマンの調査対象外とされています。

あなたが申し立てられた平成 26 年度第〇号の苦情については、平成 26 年 6 月〇日に申し立てられてから、現在に至るまで、その趣旨を特定する作業を行ってきましたが、いまだその趣旨を特定するには至っておりません。

このように苦情申立ての趣旨が特定できない場合には、オンブズマンは調査をすることができませんので、本件申立ては、上記の「調査が相当でないと認められるとき」に該当し、オンブズマンの調査の対象外となります。

なお、再度、苦情を申し立てることはいつでも可能ですので、その場合は苦情申立ての趣旨を明確にした上で、改めて苦情を申し立てていただけたらと思います。